

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一・一条 目的

第一・二条 一般的定義

第一・三条 透明性

第一・四条 公衆による意見提出の手續

第一・五条 行政上の措置に関連する手續

第一・六条 審査及び上訴

第一・七条 腐敗行為の防止に関する措置

第一・八条 秘密の情報

第一・九条 租税

第一・十条 例外

第一・十一条 他の協定との関係

第一・十二条 実施取極

第一・十三条 合同委員会

第一・十四条 小委員会

第一・十五条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第二・一条 定義

第二・二条 物品の分類

第二・三条 内国民待遇

第二・四条 関税の撤廃又は引下げ

第二・五条 関税上の評価

第二・六条 輸出補助金

第二・七条 輸入及び輸出の制限

第二節 セーフガード措置

第二・八条 二国間セーフガード措置の適用

第二・九条 条件及び制限

第二・十条 調査

第二・十一条 通報及び協議

第二・十二条 補償

第二・十三条 暫定的な二国間セーフガード措置

第二・十四条 世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

第二・十五条 両締約国間の連絡

第二・十六条 見直し

第三節 他の規定

第二・十七条 ダンピング防止措置及び相殺措置

第二・十八条 国際収支の擁護のための措置

第二・十九条 物品の貿易に関する小委員会

第二・二十条 物品の貿易のための運用上の手続規則

第二・二十一条 輸出についての協力

第三章 原産地規則

第三・一条 定義

第三・二条 原産品

第三・三条 完全に得られる産品

第三・四条 原産資格割合

第三・五条 累積

第三・六条 僅少の非原産材料

第三・七条 原産資格を与えることとならない作業

第三・八条 積送基準

第三・九条 組み立ててないか又は分解してある産品

第三・十条 代替性のある産品及び材料

第三・十一条 間接材料

第三・十二条 附属品、予備部品及び工具

第三・十三条 小売用の包装材料及び包装容器

第三・十四条 輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器

第三・十五条 関税上の特惠待遇の要求

第三・十六条 原産地証明書

第三・十七条 輸出に関する義務

第三・十八条 原産地証明書に基づく確認の要請

第三・十九条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

第三・二十条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

第三・二十一条 秘密性

第三・二十二条 軽微な誤り

第三・二十三条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第三・二十四条 雑則

第三・二十五条 原産地規則に関する小委員会

第三・二十六条 原産地規則のための運用上の手続規則

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第四・一条 適用範囲及び目的

第四・二条 定義

第四・三条 透明性

第四・四条 通関

第四・五条 一時輸入及び通過物品

第四・六条 事前教示

第四・七条 協力及び情報の交換

第四・八条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

第五章 衛生植物検疫措置

第五・一条 適用範囲

第五・二条 権利及び義務の再確認

第五・三条 措置の調和

第五・四条 措置の同等

第五・五条 照会所

第五・六条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第五・七条 第十六章の規定の不適用

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条 適用範囲

第六・二条 目的

第六・三条 定義

第六・四条 権利及び義務の再確認

第六・五条 国際規格

第六・六条 強制規格

第六・七条 適合性評価手続の結果の受入れ

第六・八条 照会所

第六・九条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第六・十条 第十六章の規定の不適用

第七章 サービスの貿易

第七・一条 適用範囲

第七・二条 定義

- 第七・三条 内国民待遇
- 第七・四条 最恵国待遇
- 第七・五条 市場アクセス
- 第七・六条 追加的な約束
- 第七・七条 特定の約束に係る表
- 第七・八条 国内規制
- 第七・九条 承認
- 第七・十条 独占及び排他的なサービス提供者
- 第七・十一条 商慣習
- 第七・十二条 支払及び資金の移転
- 第七・十三条 国際収支の擁護のための制限
- 第七・十四条 透明性
- 第七・十五条 利益の否認

第七・十六条 サービスの貿易に関する小委員会

第七・十七条 約束の見直し

第八章 自然人の移動

第八・一条 一般原則

第八・二条 適用範囲

第八・三条 定義

第八・四条 特定の約束

第八・五条 要件及び手続

第八・六条 自然人の移動に関する小委員会

第八・七条 紛争解決

第九章 電子商取引

第九・一条 一般規定

第九・二条 定義

第九・三条 関税

第九・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

第九・五条 電子署名

第九・六条 消費者の保護

第九・七条 要求されていない商業上の電子メール

第九・八条 貿易実務に係る文書の電子化

第九・九条 国内規制

第九・十条 コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止

第九・十一条 ソース・コード

第九・十二条 協力

第九・十三条 電子商取引に関する小委員会

第十章 投資

第十・一条 適用範囲

第十・二条 定義

第十・三条 内国民待遇

第十・四条 最恵国待遇

第十・五条 一般的待遇

第十・六条 裁判所の裁判を受ける権利

第十・七条 特定措置の履行要求の禁止

第十・八条 適合しない措置

第十・九条 収用及び補償

第十・十条 争乱からの保護

第十・十一条 資金の移転

第十・十二条 代位

第十・十三条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第十・十四条 一時的なセーフガード措置

第十・十五条 信用秩序の維持のための措置

第十・十六条 利益の否認

第十・十七条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

第十・十八条 投資に関する小委員会

第十・十九条 二国間投資協定との関係

第十・二十条 有効期間及び終了

第十一章 競争

第十一・一条 反競争的行為

第十一・二条 反競争的行為の規制に関する協力

第十一・三条 無差別待遇

第十一・四条 手続の公正な実施

第十一・五条 透明性

第十一・六条 第一・八条２及び第十六章の規定の不適用

第十二章 知的財産

第十二・一条 一般規定

第十二・二条 定義

第十二・三条 内国民待遇

第十二・四条 手続事項

第十二・五条 透明性

第十二・六条 知的財産の保護についての啓発の促進

第十二・七条 特許

第十二・八条 意匠

第十二・九条 商標

第十二・十条 著作権及び関連する権利

第十二・十一条 地理的表示

第十二・十二条 不正競争

第十二・十三条 開示されていない情報の保護

第十二・十四条 国境措置に係る権利行使

第十二・十五条 民事上の救済に係る権利行使

第十二・十六条 刑事上の制裁に係る権利行使

第十二・十七条 デジタル環境における権利行使

第十二・十八条 知的財産に関する小委員会

第十二・十九条 安全保障のための例外

第十三章 政府調達

第十三・一条 調達に関する原則

第十三・二条 情報の交換

第十三・三条 追加的な交渉

第十三・四条 無差別待遇に関する交渉

第十三・五条 政府調達に関する小委員会

第十四章 ビジネス環境の整備

第十四・一条 基本原則

第十四・二条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第十四・三条 連絡事務所

第十四・四条 第十六章の規定の不適用

第十五章 協力

第十五・一条 基本原則

第十五・二条 協力の範囲及び形態

第十五・三条 協力の費用

第十五・四条 協力に関する小委員会

第十五・五条 次章の規定の不適用

第十六章 紛争解決

第十六・一条 適用範囲

第十六・二条 一般原則

第十六・三条 紛争解決の場の選択

第十六・四条 協議

第十六・五条 あつせん、調停又は仲介

第十六・六条 仲裁裁判所の設置

第十六・七条 仲裁裁判所の構成

第十六・八条 仲裁裁判所の任務

第十六・九条 仲裁裁判手続

第十六・十条 仲裁裁判手続の終了

第十六・十一条 裁定の実施

第十六・十二条 期間の変更

第十六・十三条 費用

第十六・十四条 言語

第十七章 最終規定

第十七・一条 目次及び見出し

第十七・二条 附属書及び注釈

第十七・三条 改正

第十七・四条 効力発生

第十七・五条 終了

第十七・六条 正文

附属書一（第二章関係） 第二・四条の規定に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第七章関係） 金融サービス

附属書五（第七章関係） 電気通信サービス

附属書六（第七章関係） 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

附属書七（第八章関係）	自然人の移動に関する特定の約束
附属書八（第十章関係）	第十・八条1に規定する措置に関する留保
附属書九（第十章関係）	第十・八条3に規定する措置に関する留保
附属書十（第十章関係）	収用

前文

日本国及びモンゴル国は、

貿易及び投資の増大並びに両締約国間の互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の課題及び機会を両締約国に提示していることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的發展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

経済發展の水準における両締約国間の相違を理解し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することを希望し、

さらに、両締約国の経済の競争力及び供給の能力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なもの

とし、両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保し、並びに両締約国の経済効率の向上及び経済成長に貢献することを希望し、

両締約国間の通商上及び経済上の関係を一層強化するための民間部門の重要な役割に留意し、並びにこの協定がそのような民間部門のための新たな貿易及び投資の機会を創出することを信じ、

この協定の実施が、人材養成を通じて新たな、かつ、より良い雇用の機会を創出することに貢献し、両締約国の国民の生活水準（消費者の福祉を含む。）を向上させることを信じ、

この協定が、両締約国間の既存の政治的及び経済的なきずなの強化に貢献するのみならず、日本国とモンゴル国との間の「戦略的パートナーシップ」の構築における重要な段階の一つとなるとの見解を再確認し、

千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一・一条 目的

この協定は、両締約国の発展段階及び経済上の必要性を考慮しつつ、次に掲げる手段を通じて、両締約国間の新たな経済的な活力を作り出すことを目的とする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国間の自然人の移動を円滑化すること。
- (c) 両締約国における投資の機会を増大させ、並びに投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- (d) 知的財産の保護を強化すること。
- (e) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
- (f) 貿易及び投資に関連する全ての分野における両締約国間の協力並びにビジネス環境の整備を更に強化し、拡大し、及び深めるための枠組みを設定すること。
- (g) この協定の実施及び運用並びに紛争の防止及び解決のための効果的な手続を創設すること。

第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(b) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) モンゴル国については、モンゴル国の領域をいう。

注釈 この(b)の規定は、国連海洋法条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c) 「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(d) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(i) 日本国については、財務省又はその後継機関

(ii) モンゴル国については、関税庁又はその後継機関

(e) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(f) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(g) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(h) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(i) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、そ

の解釈に係る注釈を含む。

(j) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(k) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）
- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vi) 知的財産

注釈 「知的財産」とは、第十二・二条に規定するものをいう。

(vi) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。金融サービス及び電気通信サービスの提供、原子力の生産並びに天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(vii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(1) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人

(ii) 締約国の企業

(m) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁

企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(n)(i) 法人がいずれかの者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人がいずれかの者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(o) 「原産品」とは、第三章の規定に従つて原産品とされる産品をいう。

(p) 「両締約国」とは、日本国及びモンゴル国をいい、「締約国」とは、日本国又はモンゴル国をいう。

(q) 「者」とは、場合に応じて、自然人又は企業若しくは法人をいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈 法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、第七章の規定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする

る締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(t) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している法人をいう。

(u) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(v) 「国連海洋法条約」とは、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約をいう。

(w) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条 透明性

1 各締約国は、法令、一般に適用される司法上の決定及び自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令について責任を有する権限のある当局の名称及び住所を容易に公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、可能な範囲において英語で、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除き、かつ、国内法の対象となる範囲内で、当該法令が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と当該法令の導入又は変更が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。

第一・四条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、実施可能な範囲内で、この協定の対象となる事項に関する公衆による意見提出の手続を維持する。

第一・五条 行政上の措置に関連する手続

1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を求め

る者によって提出された申請を受理した場合には、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があつた場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、1に規定する申請を審査する基準を定めるものとし、また、次のことを行う。

(a) 当該基準をできる限り具体的なものとする。

(b) 当該基準を公に利用可能なものとする（公に利用可能なものとするものが当該締約国にとって行政上特別の支障を来すこととなる場合を除く。）。

3 締約国の権限のある当局は、1に規定する申請の審査を行うため、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a) 申請の受理と当該申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるよう努めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。

4 締約国の権限のある当局は、ある者に対して義務を課し、又は法的な権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、その者に対して次の通知及び機会を与えるよう努める。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) その者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第一・六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、裁判所又は手続を維持する。当該裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は手続において、当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録される意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によつて定められる上訴又は更なる審査の手續に従うことを条件として、問題となつてゐる行政上の行為に関し、当該行政上の行為に関する決定が関係当局によつて実施されることを確保する。

第一・七条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、及び阻止するために、適当な措置をとる。

第一・八条 秘密の情報

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従つて秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報

であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第一・九条 租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3 第一・三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第一・十条 例外

1 この協定（第七章、第八章及び第十二章を除く。）の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第七章から第十章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必

要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3 両締約国は、次に掲げる場合に関連する事項について相互に協議することができる。

(a) 少数の一次産品の輸出に経済が依存する締約国の輸出収入が、当該産品の販売又は国際価格の低下により、著しく減少する場合

(b) 締約国の特定の産業の確立を促進することが、その国民の一般的生活水準を引き上げるために求められる場合

注釈 この条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条(b)及びサービス貿易一般協定第十四条(b)の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境上の措置を含むこと並びに千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定は、生物資源であるか否かを問わず、有限天然資源の保存に関する措置に適用することが了解される。

第一・十一条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第一・十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極であつて、この協定を補完するもの（以下「実施取極」という。）を締結する。

第一・十三条 合同委員会

1 両締約国は、この協定に基づき合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、次のことを任務とする。

(a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、必要な場合には、両締約国に対して適当な勧告を行うこと。

(b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

- (c) この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
- (d) 次のものを採択すること。

- (i) 第二・二十条及び第三・二十六条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則

- (ii) 必要な決定

- (e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

- (b) 合同委員会は、次条に規定するもの以外の小委員会を設置することができる。

- (c) 合同委員会は、小委員会に対して自己の任務の遂行を委任することができる。

4 合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5 合同委員会は、この協定の効力発生の日に第一回会合を開催するものとし、その後は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第一・十四条 小委員会

1 この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

- (a) 第二・十九条に規定する物品の貿易に関する小委員会
- (b) 第三・二十五条に規定する原産地規則に関する小委員会
- (c) 第四・八条に規定する税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
- (d) 第五・六条に規定する衛生植物検疫措置に関する小委員会
- (e) 第六・九条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
- (f) 第七・十六条に規定するサービスの貿易に関する小委員会
- (g) 第八・六条に規定する自然人の移動に関する小委員会
- (h) 第九・十三条に規定する電子商取引に関する小委員会
- (i) 第十・十八条に規定する投資に関する小委員会
- (j) 第十二・十八条に規定する知的財産に関する小委員会
- (k) 第十三・五条に規定する政府調達に関する小委員会
- (l) 第十四・二条に規定するビジネス環境の整備に関する小委員会

(m) 第十五・四条に規定する協力に関する小委員会

2 小委員会は、1に規定する各条において特定する任務を遂行する。

第一・十五条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第二・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。

(b) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(c) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。

(d) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(e) 「二国間セーフガード措置」とは、第二・八条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(f) 「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税及び輸入税をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 千九百九十四年のガット第二条2及び第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(g) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(h) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(i) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二・十三条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第二・二条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・三条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条 関税の撤廃又は引下げ

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属

書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の自国の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3 両締約国間で取引される物品は、千九百九十四年のガット第二条1(b)の規定に従い、輸入について又は輸入に関連して課せられるその他の全ての種類の租税又は課徴金を免除される。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入について、第二・一条(f)(i)から(iii)までにそれぞれ規定する内国税に相当する課徴金、ダンピング防止税若しくは相殺関税又は手数料その他の課徴金を随時課することを妨げるものではない。

5 特定の産品に関する最恵国待遇に基づく自国の関税の撤廃又は引下げの結果として、当該産品の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

6 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1

の規定に従って適用される税率より低くなる場合には、各締約国は、当該産品について、その低い税率を適用する。

第二・五条 関税上の評価

関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・六条 輸出補助金

いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二・七条 輸入及び輸出の制限

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって関連する世界貿易機関設立協定の規定に基づく義務に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2 一方の締約国は、両締約国が合意する産品の他方の締約国からの輸入又は当該他方の締約国への輸出について関税以外の禁止又は制限であって世界貿易機関設立協定に適合してとられるものを新設する場合に

は、自国の国内法令に適合する方法により、その新設の前に、又はその後できる限り速やかに、当該他方の締約国に対して関連する情報を利用可能なものとし、又は通報するよう努める。この2の規定は、当該情報の共有について当該一方の締約国が公共の利益に反すると認めるときは、適用しない。

注釈 一方の締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく関連する手続を通じて他方の締約国に対して関連する情報を提供することにより、この2の規定を履行することができる。

第二節 セーフガード措置

第二・八条 二国間セーフガード措置の適用

1 一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす原因となつているときは、この節の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章に定める関税の引下げの対象となる1に規定する原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二・九条 条件及び制限

1 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができるが、延長を含めた合計の適用期間は、六年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置

を漸進的に緩和する。

2 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

3 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4 二国間セーフガード措置は、輸入締約国によるある物品の輸入において輸出締約国の原産品の輸入の割合が当該物品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該原産品についてとられてはならない。

5 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

第二・十条 調査

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある

当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

- 2 1に規定する調査については、特別な場合を除くほか、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

第二・十一条 通報及び協議

- 1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

- (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合
- (b) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

- 2 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。

当該情報には、次の事項を含める。

- (a) 1 (a)に規定する場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに

調査の開始の日付

- (b) 1 (b)に規定する場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた

- 重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
- 3 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、前条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び次条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

第二・十二条 補償

- 1 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることによる貿易上の補償の適切な方法について合意することができる。

- 2 両締約国が前条3の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許

の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

第二・十三条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二・八条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第二・十条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第

二・九条1に規定する適用期間に算入される。

4 第二・九条3から5までの規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第二・十条1に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二・十四条 世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

1 この節のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

2 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って一方の締約国が他方の締約国の原産品の輸入に対してセーフガード措置をとる場合には、当該輸入に対してこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置を同時にとつてはならない。

3 一方の締約国が、他方の締約国の原産品の輸入に対し、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってセーフガード措置をとるに先立ちこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置をとっている場合には、当該セーフガード措置の適用期間は、当該二国間セーフガード措置の適用期間に算入される。一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとられたセーフガード措置の終了後は、当該輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第二・十五条 両締約国間の連絡

第二・十一条1及び第二・十三条2に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第二・十六条 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この節の規定について見直しを行う。

第三節 他の規定

第二・十七條 ダンピング防止措置及び相殺措置

この章のいかなる規定も、締約国が千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に基づいて措置をとることを妨げるものと解してはならない。

第二・十八條 国際収支の擁護のための措置

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二・十九條 物品の貿易に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに物品の貿易に関する小委員会

（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。
- (c) 次条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第二・二十条 物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従つて、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二・二十一条 輸出についての協力

両締約国は、第十五章の規定に従い、輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車の分野において相互に協力する。

第三章 原産地規則

第三・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。

(b) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(c) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

- (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
- (iii) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - (A) 両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - (B) いずれかの締約国に本店及び主たる営業所を有する法人であつて、第三国において登録されている工船又は船舶を所有していないものが所有していること。
- (d) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。
- (e) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(f) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(g) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i) 燃料及びエネルギー

(ii) 工具、ダイス及び鑄型

(iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(vi) 他の産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii) 触媒及び溶剤

(viii) その他の産品であつて、他の産品に組み込まれておらず、かつ、当該他の産品の生産におけるその

使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(h) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。

(i) 「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料をいう。

(j) 「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

(k) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、第三・十三条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(l) 「関税上の特惠待遇」とは、第二・四条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(m) 「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

(n) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、收穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第三・二条 原産品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書二に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工の作業に関する要件を定める規則）及びこの章の他の全ての関連する要件を満たすもの

第三・三条 完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に定める産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

- (f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品
- (g) 両締約国の領海外における当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品
- (h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国連海洋法条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収にのみ適するもの

(j) 当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収にのみ適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第三・四条 原産資格割合

1 第三・二条(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

(b) 原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

$$QVC = \frac{VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡し of の価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

「VOM」とは、産品の生産において使用される全ての原産材料の価額をいう。

注釈 産品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国における一般的に認められている会計原則を適用する。

2 (a) 産品の本船渡しの際額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る額に調整される額とする。

(b) 産品の本船渡しの際額が存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される額とする。

3 1の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産において使用される材料の額は、次のいずれかの額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される額であつて、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの

(b) 当該材料の額が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る額。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地ま

で当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

4 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに当たり、

(a) 1 (a)に規定する当該産品の V N M には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

(b) 1 (b)に規定する当該産品の V O M には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含める。

5 2 (b)又は3 (a)の規定において産品又は材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三・五条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国は、次のことを行うこ

とができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である当該一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が第三・七条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。

(a) 当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を当該一方の締約国の原産材料とみなすこと。

(b) 他方の締約国において行われた生産を当該一方の締約国において行われた生産とみなすこと。

(c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときは、当該一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

第三・六条 僅少の非原産材料

1 附属書二に定める品目別規則の適用上、特定の産品について適用される品目別規則において当該産品の価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

2 1の規定は、統一システムの第一類から第二四類までの各類に掲げる産品の生産に使用される非原産材

料については、適用しない。ただし、当該非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合を除く。

第三・七条 原産資格を与えることとならない作業

1 産品は、次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則 2 (a) の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a) から (f) までに規定する作業の組合せ

- 2 1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第三・八条 積送基準

- 1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

- (a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあつては、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと。

- 2 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品については、当該他方の締約国の原産品とみなさない。

第三・九条 組み立ててないか又は分解してある産品

- 1 第三・二条から第三・七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一

方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

- 2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であつて、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されたものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第三・二条から第三・七条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三・十条 代替性のある産品及び材料

- 1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するとき、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

- 2 代替性のある締約国の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫において混在している場合

において、これらの産品が在庫において混在している締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸しその他これらの産品を良好な状態に保存するために必要な作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三・十一条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三・十二条 附属品、予備部品及び工具

1 産品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされな

いこと。

(b) 当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三・十三条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a) 完全に得られ、又は生産される産品であって、第三・二条(a)に定めるものであること。

(b) 原産材料のみから生産される産品であって、第三・二条(b)に定めるものであること。

(c) 当該産品について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行

われていること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三・十四条 輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第三・十五条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、輸出締約国の原産品について、この協定に従い、原産地証明書に基づき関税上の特惠待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、

(a) 課税価額の総額が千五百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入については、輸入者に対して原

産地証明書の提出を要求しない。ただし、当該輸入が原産地証明書に関する義務を回避することを目的として行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(b) 自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。

3 輸入締約国は、適当な場合には、輸入者に対し、産品が輸出締約国の原産品であることを示す他の証拠の提出を要求することができる。

4 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第三・十六条 原産地証明書

1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる申請に基

づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う他の団体（以下この章において「指定団体」という。）を指定することができる。

3 輸出締約国の権限のある政府当局が指定団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面によりその指定団体を通報する。

4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第三・二十六条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 原産地証明書は、印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。

7 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日から十二箇月間有効なものとする。

8 産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

9 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する8(b)に規定する産品の生産者が、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後によりのみ発給される。

10 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

11 各締約国は、自国の法令に従い、自国の権限のある政府当局又はその指定団体がその発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、

輸出締約国の原産品であることを証明するために提示された全ての補助的な文書を含む。

- 12 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対して速やかにその取消しを通報する。

第三・十七条 輸出に関する義務

各締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する前条8(b)に規定する製品の生産者が、次のことを行うことを確保する。

- (a) 当該原産地証明書の発給を受けた製品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して書面により遅滞なく通報すること。

- (b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、製品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第三・十八条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、

原産地証明書に関する情報を確認するために相互に支援する。

2 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられるものとして輸出締約国から輸入される產品が当該輸出締約国の原產品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該產品が当該輸出締約国の原產品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後四箇月を超えない期間内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、產品が輸出締約国の原產品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

4 輸出締約国の権限のある政府当局は、3の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する產品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を当該政府当局に提供するように要請することができる。

第三・十九条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、前条の規定に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次のことを行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する製品の生産者の施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対し(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。

2 輸入締約国の税関当局は、1の規定に基づく訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行う書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法に

より当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2に規定する要請を行う書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を作成する輸入締約国の税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明書に記載された産品であつて、確認の対象となつて
いるものについての明記を含む。）

(e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請された訪問の実施を受諾するか否かを、2に規定する要請を行う書面を受領した日の後三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日の後四十五日以内又は相互に同

意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第三・二十条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

2 輸入締約国の税関当局は、第三・十六条12の規定に従って輸出締約国の権限のある政府当局から原産地証明書が発給の決定を取り消すとの通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対して書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対して第三・十八条3又は前条5に規定する期間内に情報を提供しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 前二条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に依りて前二条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対して、当該決定を通報する。

第三・二十一条 秘密性

1 各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれがある開示から保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、

(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。

(b) 当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。ただし、外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の提供が当該輸出締約国に要請され、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供された場合は、この限りでない。

第三・二十二条 軽微な誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違又は語句の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地証明書に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第三・二十三条 虚偽申告に対する罰則及び措置

1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する生産者が、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある政府当

局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する生産者が、原産地証明書が発給された後に当該原産地証明書の発給を受けた産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

注釈 原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する第三・十六条8(b)に規定する生産者は、原産地証明書が発給された後に当該原産地証明書の発給を受けた産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った後、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して書面により遅滞なく通報した場合には、各締約国の法令に従い、この2に規定する措置の対象とならない。

第三・二十四条 雑則

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第三・二十五条 原産地規則に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) 次のものに関し、検討を行い、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の実施及び運用

(ii) いずれかの締約国が提案する附属書二又は附属書三の改正

(iii) 次条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則

(b) この章の規定に関連する他のあらゆる問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第三・二十六条 原産地規則のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日、原産地規則のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第四・一条 適用範囲及び目的

1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

3 この章は、両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること並びに税関手続の分野における協力を促進することを目的とする。

第四・二条 定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第四・三条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を可能な限り当該改正の効力発生に先立って容易に利用可能なものとする。

3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があつた場合には、当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項であつて自国の関税法令に関するものについての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。

各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えその他の適切な情報

も併せて提供する。

4 各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、特に自国のウェブサイトにより、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第四・四条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性がある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
- (b) 自国の税関手続を簡素化すること。
- (c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。
- (d) 適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。
 - (i) 自国の他の国内当局

(ii) 自国の貿易関係者

(iii) 第三国の税関当局

3 各締約国は、影響を受ける当事者に対し、自国による税関に係る事項についての行為に関する司法上又は行政上の審査手続であつて容易に利用可能なものを提供する。これらの審査は、当該行為の行政上の実施に責任を有する当局から独立したものとし、及び公平かつ公正に実施する。

第四・五条 一時輸入及び通過物品

1 各締約国は、自国の法令及び国際的な義務に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3 両締約国は、セミナー、研修課程その他の措置を通じて、物品の一時輸入のための通関手帳の国際的な義務に基づく使用及び両締約国又は第三国における通過物品の通関の円滑化を促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、

(a) 「物品の一時輸入のための通関手帳」とは、次の条約におけるものと同一の意味を有する。

(i) 日本国については、千九百六十一年十二月六日にブリュッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約

(ii) モンゴル国については、千九百九十年六月二十六日にイスタンブールで作成された一時輸入に関する条約

(b) 「一時輸入」とは、関税の納付につき全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に条件付で持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならない、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第四・六条 事前教示

輸入締約国は、自国が採用し、又は維持する関係法令又は手続に基づく書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、物品の輸入に先立ち、次の事項について、事前の教示を書面により行うよう努める。

(a) 当該物品の関税分類

(b) 当該物品の関税評価

(c) 当該物品が前章の規定に基づき輸出締約国の原産品に当たるか否か。

第四・七条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、税関手続（禁制品の取引並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出への対応を含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2 そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3 第一・八条2の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四・八条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に関連する分野であつて、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会の組織については、実施取極で定める。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。

第五章 衛生植物検疫措置

第五・一条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国の全ての衛生植物検疫措置であつて、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

第五・二条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第五・三条 措置の調和

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第三条に規定するところにより、衛生植物検疫措置の調和に関連する事項について、できるだけ広い範囲にわたり協力するよう努める。その協力は、各締約国が衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に従って決定した人、動物又は植物の生命又は健康に関する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく行われる。

第五・四条 措置の同等

1 輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し当該輸出締約国の衛生植物検疫措置が当該輸入締約国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明するときは、当該輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定について二国間で取決めを行うために協議を行う。

第五・五条 照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び適当な場

合には関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第五・六条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入、両締約国の区域内における衛生植物検疫に係る事件の発生その他の事項（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(c) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に規定する措置の調和、措置の同等、地域的な状況に対応した調整並びに管理、検査及び承認の手續に関する事項に取り組むため、科学に立脚した技術的な協議を行うこと。

(d) 衛生植物検疫措置に関する両締約国間の技術的な協力（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含

む。）について討議すること。

(e) この章の規定に関連するその他の問題について討議すること。

(f) 関係機関に対して小委員会の所見を報告すること。

(g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、関連する専門家の適切な参加を得る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五・七条 第十六章の規定の不適用

第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条 適用範囲

1 この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置

第六・二条 目的

この章の目的は、次のとおりとする。

(a) 貿易の技術的障害に関する協定の実施の改善を通じて、両締約国間の貿易を増大し、及び促進すること。

(b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすること
を確保すること。

(c) 両締約国間の協力を促進すること。

第六・三条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(b) 貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第六・四条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第六・五条 国際規格

1 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定^{2.4}及び^{5.4}の規定が定める範囲内で、関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2 一方の締約国は、国際標準化の活動において、自国の国内標準化機関が他方の締約国の関連する国内標準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国が構成員である地域標準化機関又は国際標準化機関において行うことができる。

第六・六条 強制規格

1 一方の締約国が他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する場合には、当該他方の締約国は、当該一方の締約国の要請に応じ、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情

報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で提供する。

2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強制規格が当該一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・七条 適合性評価手続の結果の受入れ

1 両締約国は、一方の締約国が他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを促進するための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の区域内において用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

2 一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただ

し、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであると当該一方の締約国が認めることを条件とする。

3 一方の締約国は、他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、かつ、自国の法令に従い、当該他方の締約国が適当なときには是正手段をとることができるようその理由について説明する。

4 一方の締約国は、可能な場合には、自国の区域内における適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他方の締約国における適合性評価機関を認定し、指定し、又は承認する。一方の締約国は、自国の区域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、指定又は承認を行うが、他方の締約国における機関であつて当該強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を拒否する場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考え、その他の関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第六・九条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善において協力を強化すること。
- (c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。
- (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。
- (e) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に従事する地域的な場及び多国間の場での活動に関する情報の交換を行うこと。

- (f) この章の規定に関連する事項に関する両締約国間の技術的な協力について討議すること。
 - (g) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連するあらゆる問題（両締約国間に紛争を引き起こす可能性がある問題を含む。）について討議すること。
 - (h) 関係機関に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (i) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 5 この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。
- (a) 日本国については、外務省又はその後継機関
 - (b) モンゴル国については、産業省又はその後継機関
- 第六・十条 第十六章の規定の不適用
- 第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第七章 サービスの貿易

第七・一条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
- (b) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置
- (c) 政府調達
- (d) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
- (e) 出入国管理に関する法令に基づく措置
- (f) 一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置
- (g) 政府の権限の行使として提供されるサービス

3 2 (b)の規定にかかわらず、この章の規定は、次の事項に影響を及ぼす措置について適用する。

- (a) 航空機の修理及び保守のサービス
- (b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (c) コンピュータ予約システムのサービス

4 附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

5 附属書五は、電気通信サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第七・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(d) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する

法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(e) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(f) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の全ての段階の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の全ての段階の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たつ

て、採用し、又は維持する措置

(g) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(h) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(i) 「締約国の自然人」とは、締約国の法律に基づく当該締約国の国民をいう。

(j) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適

用される条件を含まない。

(k) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(l) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(m) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(n) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しく

はその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七・三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規

定の義務を履行することができる。

- 3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第七・四条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 各締約国は、1の規定に合致しない措置であっても、当該措置が附属書六の最恵国待遇の免除に係る表に掲げられ、かつ、同表に定める要件を満たす場合においては、当該措置を維持することができる。

第七・五条 市場アクセス

- 1 一方の締約国は、第七・二条(m)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び

特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、第七・二条(m)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(m)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合併企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七・六条 追加的な約束

両締約国は、第七・三条及び前条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサー

ビスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七・七条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、第七・三条及び前二条の規定に基づいて行う特定の約束を表に記載する。附属書六のそれぞれの特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、1 (a) 及び (b) に規定する条件及び制限（出入国管理に関する法令に基づく措置によるものを除く。）は、第七・三条又は第七・五条の規定に適合しない現行の措置に基づくものに限る。

3 第七・三条及び第七・五条のいずれの規定にも適合しない措置は、同条に関する欄に記載する。この場

合には、その記載は、第七・三条の規定についての条件又は制限でもありとみなす。

第七・八条 国内規制

1 各締約国は、一般に適用される全ての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために当該締約国の許可が必要な場合には、当該締約国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、当該申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

3 一方の締約国は、サービス分野において当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて他方の締約国のサービス提供者に対する許可、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が次の基準に適合することを確保する。

(a) 客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第七・九条 承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 1に規定する承認であつて調和その他の方法により行うことができるものは、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、次のとおりとする。

(a) 第七・四条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解しては

ならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて両締約国間で交渉するための機会を十分に与える。

(c) 当該一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第七・十条 独占及び排他的なサービス提供者

1 締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第七・三条から第七・五条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の特定の約束の対象となっている分野において当該締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該

締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において第七・三条及び第七・五条の規定に基づく当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第七・十一条 商慣習

1 両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認める。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている

事項に関連する秘密でない情報であつて公に利用可能なものを提供することによって協力する。当該要請を受けた締約国は、また、自国の法令に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に關し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行った締約国に提供する。

第七・十二条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第七・十三条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に關して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又

は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七・十四条 透明性

各締約国は、全ての分野において、第七・三条から第七・五条までの規定に基づく義務に影響を及ぼす全ての関係する措置を記載した法的拘束力のない表を作成する。当該表は、この協定の効力発生の日から五年以内に他方の締約国と交換され、及び公に利用可能なものとされるものとし、また、必要に応じ又は両締約国の合意に基づき、将来の見直し及び改定の対象となる。当該表には、次の要素を含める。

- (a) 分野及び小分野又は事項
- (b) 適合しない規定（内国民待遇、最恵国待遇又は市場アクセスに係るもの）の種類
- (c) 当該措置の法的根拠その他の根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明

注釈 この条の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。この条の規定に基づくいかなる見直し又は改定も、当該表を更新することのみを目的とする。

第七・十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該一方の締約国が、当該第三国に関する措置であつて次のいずれかに該当するものを採用し、又は維持する場合

(i) 当該法人との取引を禁止するもの

(ii) 当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、又は当該措置を阻害することとなるもの

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七・十六条 サービスの貿易に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (c) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第七・十七条 約束の見直し

1 両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化（約束の形式を再交渉する可能性を含む。）のため、両締約国は、この章の規定及びこの章に規定する附属書の見直しを両締約国が合意する機会に行うことを適当

な時期に検討する。

2 一方の締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動についてこの協定の効力発生の日の後に自主的に更なる自由化を行った場合には、当該一方の締約国は、そのような自主的な自由化をこの協定に組み込むよう求める他方の締約国の要請を適当な時期に検討する。

第八章 自然人の移動

第八・一条 一般原則

1 この章の規定は、両締約国間の特惠的な貿易関係、自然人の入国及び一時的な滞在を互惠主義に基づいて促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2 各締約国は、1に規定する一般原則に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第八・二条 適用範囲

1 この章の規定は、第八・四条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書七に定める特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈 他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書七に定める特定の約束の条件に基づく利益が無効にされ、又は損な

われているとはみなさない。

第八・三条 定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第八・四条 特定の約束

1 一方の締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書七に定める。

- (a) 他方の締約国の短期の商用訪問者
- (b) 他方の締約国の企業内転勤者
- (c) 他方の締約国の投資家
- (d) 自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人
- (e) 当該一方の締約国にある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術又は知識を必要とするサービスの提供に従事する他方の締約国の自然人
- (f) (b)から(e)までに規定する自然人に同行する配偶者及び子

2 1に規定する区分の対象となる自然人については、附属書七に定める条件に従って入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、1に規定する自然人であつて入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第八・五条 要件及び手続

1 一方の締約国は、附属書七に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、他方の締約国の自然人が次に掲げる事項について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、この協定の効力発生の日に公表し、又は当該他方の締約国に利用可能なものとする。

(a) 当該一方の締約国への入国

(b) 当該一方の締約国における当初の一時的な滞在

(c) 当該一方の締約国における一時的な滞在の更新

(d) 適用がある場合には、当該一方の締約国における就労の許可

(e) 当該一方の締約国における一時的な滞在に係る資格の変更

2 一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するように努める。

3 一方の締約国は、1(a)から(e)までに掲げる入国、一時的な滞在又は許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を、当該他方の締約国に速やかに通報するように努める。

4 一方の締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に対して不当な障害とならないことを確保する。

5 一方の締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する要件を簡素化し、並びに他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第八・六条 自然人の移動に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 自然人の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の立案について検討すること。

(c) 附属書七に規定する自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置に関する情報を交換すること。

(d) この章の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。

(e) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第八・七条 紛争解決

1 第十六章に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a) 事案に一定の実行の類型が含まれること。

(b) 当該事案によって影響を受ける一方の締約国の自然人が他方の締約国の行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2 他方の締約国の権限のある当局による特定の事案に関する最終的な決定が、1(b)に規定する行政上の救済措置に係る手続の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する自然人に起因する遅延によるものでないときは、当該行政上の救済措置は、尽くされたものとみなす。

第九章 電子商取引

第九・一条 一般規定

1 両締約国は、電子商取引によって経済的な成長及び機会がもたらされることを認識し、また、電子商取引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認識する。

2 この章は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること、両締約国間における電子商取引を促進すること並びに世界的に電子商取引の一層広範な利用を促進することを目的とする。

3 両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則を認識する。

4 この章の規定と第二章、第七章、次章又は第十二章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この章以外の章の規定が優先する。

第九・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「デジタル・プロダクト」とは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであつてデジタル式に符号化されたもの（キャリアメディアに固定されるものであるか電子的に送信されるものであるかを問わない。）をいう。

(b) 「電子証明書」とは、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられる物が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(c) 「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であつて、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

- (i) 当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること。
- (ii) 当該情報が改変されていないことを確認する措置であること。

(d) 「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であつて、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

第九・三条 関税

各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

第九・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 一方の締約国は、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置

(b) 他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よ

りも不利な待遇を与える措置

2 1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国又は公的企業が交付する補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(c) 第七・四条2の規定に基づいて締約国が維持する措置

(d) 第七・三条及び第七・五条の規定の範囲内で締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 附属書六に定める当該締約国の特定の約束に係る表において約束していない分野に関する措置

(ii) 附属書六に定める当該締約国の特定の約束に係る表において合意され、及び特定される条件及び制限に反しない措置

(e) 第十・八条の規定に基づいて締約国が採用し、又は維持する適合しない措置

3 一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、必要な場合には、デジタル・プロダクトが自国、他方の締約国又は第三国のいずれのデジタル・プロダクトであるかを誠実に決定する。そ

のような決定は、透明性のある、客観的、合理的かつ公正な態様で行う。

4 一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たりデジタル・プロダクトの原産地を決定する場合において、他方の締約国の要請があるときは、当該デジタル・プロダクトの原産地を決定するための方法について説明する。

5 両締約国は、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための基準をこの協定に組み入れることを検討することを目的として当該基準の作成を促進するため、国際機関及び国際的な場において協力する。

第九・五条 電子署名

1 いずれの締約国も、電子署名を規制する措置であつて次のものを採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する措置

(b) 電子的な取引の当事者に対し当該取引が法的な要件を満たしていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる措置

2 1の規定にかかわらず、各締約国は、電子的な取引の特定の種類について、電子署名が特定の実施基準

を満たすこと又は自国の国内法令に従って認定され、若しくは承認された認証サービスの提供者によって発行される特定の電子証明書に基づくものであることを要求することができる。ただし、次の要件を満たすことを条件とする。

- (a) その要求が、正当な政策目的に資するものであること。
- (b) その要求が、(a)に規定する目的の達成に実質的に関連するものであること。

第九・六条 消費者の保護

1 両締約国は、電子商取引のための透明性のある、かつ、効果的な措置であつて、消費者の保護に関するもの及び消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2 両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における協力の重要性を認識する。

3 両締約国は、それぞれ自国の国内法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報保護するための措置を採用し、又は維持する。

第九・七条 要求されていない商業上の電子メール

各締約国は、宣伝を目的とする要求されていない商業上の電子メールを規制するために適切かつ必要な措置をとるよう努める。

第九・八条 貿易実務に係る文書の電子化

1 各締約国は、貿易実務に係る文書の全てについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3 両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で、及び国際的な場において協力する。

第九・九条 国内規制

各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国の全ての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び正当な政策目的を実現するために必要な水準以上に大きな負担とならないことを確保する。

第九・十条 コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、次に掲げるものが自国の区域内における事業を遂行するための条件として、当該区域内に所在するコンピュータ関連設備を利用し、又は当該区域内にコンピュータ関連設備を設置することを要求してはならない。

(a) 他方の締約国のサービス提供者

(b) 他方の締約国の投資家

(c) 当該一方の締約国の区域内における他方の締約国の投資家の投資財産

2 1の規定にかかわらず、この条のいかなる規定も、締約国が正当な公共政策の目的を達成するために必要な措置であつてコンピュータ関連設備の利用及び設置に影響を及ぼすものを採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第九・十一条 ソース・コード

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品

の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。

- 2 この条の規定の適用上、1の規定の対象となるソフトウェアは、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとし、中核的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない。

第九・十二条 協力

- 1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、二国間で協力し、並びに地域的な及び多数国間の場に積極的に参加する。

- 2 両締約国は、適当な場合には、情報及び経験（電子商取引に関する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であつて、特に、消費者の信頼、サイバーセキュリティ、要求されていない商業上の電子メールの防止、知的財産、電子政府及び個人情報情報の保護に関連するものを共有する。

- 3 両締約国は、中小企業が電子商取引を利用するに当たって直面する障害を克服するために協力する。

- 4 各締約国は、自国が利用することができる現存の手段により、自国における非営利団体による電子商取引の促進を目的とした活動（情報及び意見の交換を含む。）を奨励する。

5 両締約国は、活発な電子商取引の環境に不可欠な要素として、国境を越える情報の流れの維持を図ることの重要性を認識する。

6 両締約国は、デジタル・プロダクトの貿易を更に促進することの重要性を認識する。

第九・十三条 電子商取引に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに電子商取引に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題（適当な場合には、第九・四条の規定の見直しを含む。）について討議すること。
- (c) デジタル・プロダクトの貿易を更に促進するための新たな機会を追求すること。
- (d) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十章 投資

第十・一条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用する。

- (a) 他方の締約国の投資家
- (b) 当該締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産
- (c) 第十・七条及び第十・十七条の規定の適用の対象となる全ての投資財産であつて、当該締約国の区域内にあるもの

注釈1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、この協定の効力発生の前¹に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用する。

注釈2 この章の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

2 この章の規定と第七章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a) 第十・三条、第十・四条及び第十・七条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と第七章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と第七章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

3 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第十・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間投資協定」とは、二千一年二月十五日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定をいう。

(b)(i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(c) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(d) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

第十・三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第十・四条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十・五条 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1 この1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。

「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の

規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この1の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

注釈2 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手

続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

2 一方の締約国が他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して書面により義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に当該一方の締約国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該一方の締約国は、当該義務を遵守する。

3 この条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

第十・六条 裁判所の裁判を受ける権利

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 この条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

第十・七条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

- (g) 特定の国籍を有する者を役員、理事又は取締役任命すること。
 - (h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
 - (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
 - (j) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
 - (k) 当該投資家と自国の区域内の者との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該締結国が政府の権限の行使として、次の事項を採用することの要求を課し、又は次の事項を採用することを約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。
 - (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
 - (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間
- 注釈 この(k)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービス

を提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

- (b) 1 (k)の規定は、反競争的行為を規制する法律の違反に係る救済措置として裁判所又は競争当局が、1 (k)に規定する事項の採用の要求を課し、又は当該事項の採用を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

- (c) 1 (a)から(c)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

- (d) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

- 4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第十・八条 適合しない措置

- 1 第十・三条、第十・四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書八の当該

締約国の表に記載するもの

(b) 締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第十・三条、

第十・四条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 一方の締約国は、1(b)に規定する適合しない措置であつて、他方の締約国の都道府県又はウランバートル市若しくは県が採用し、又は維持するものが、当該一方の締約国の投資家が行う投資活動に障害をもたらすと認める場合には、当該措置の適用に関し相互に満足すべき解決を得るために協議を要請することができる。

3 第十・三条、第十・四条及び前条の規定は、締約国が附属書九の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4 いずれの一方の締約国も、附属書九の自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存

在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5 一方の締約国は、この協定の効力発生の日後に、附属書八の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書九の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後でできる限り速やかに）、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

6 各締約国は、適当な場合には、附属書八及び附属書九の自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

7 第十・三条及び第十・四条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内に

あるいかなる措置についても、適用しない。

8 第十・三条、第十・四条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第十・九条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続及び第十・五条の規定に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、予定された収用が事前に公

に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十・十三条の規定の適用を妨げない。

5 この条の規定は、租税に係る課税措置が収用を構成する限度において、当該課税措置について適用する。

6 この条の規定は、附属書十の規定に従って解釈する。

第十・十条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事

件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3 第一・十条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十・十一条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
 - (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
 - (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
 - (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
 - (f) 前二条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 第十・十三条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十・十二条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前三条の規定を準用する。

第十・十三条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、

- (a) 「紛争投資家」とは、投資紛争の当事者である投資家をいう。
- (b) 「紛争締約国」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。
- (c) 「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。
- (d) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
- (e) 「ICSIDに係る追加的な制度についての規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。
- (f) 「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この章の規定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。
- (g) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

2 6 (a)(i)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、紛争投資家が紛争締約国の区域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争当事者の間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から百二十日以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、6の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) ICSID条約による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) ICSIDに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 適用される仲裁の規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6 (a) 4及び8の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の場合に該当する
ときを除くほか、行うことができない。

(i) 紛争投資家が、1(f)に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、いずれかの締約
国の法律の下にある裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続（二国間投資協定に基づく
投資紛争解決手続を含む。）において手続を開始する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提
出すること。

(ii) 紛争投資家が、1(f)に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、二国間投資協定
に基づく投資紛争解決手続においていかなる手続も開始していないこと。

(b) (a)の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の権限のある裁判所において、暫定的な差止め
による救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続す
ることができる。

7 4の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が
付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に関する事実に係る根拠及び法的根拠の簡潔な要約（この章の規定に基づくいずれの義務について違反があつたとされるかについての特定を含む。）
- (c) 4に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が適用するために選択するもの
- (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 8 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
- (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。
 - (i) ICSID条約第二章の規定又はICSIDに係る追加的な制度についての規則の規定であつて、紛争の両当事者の書面による同意に関するもの
 - (ii) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1(f)に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11の規定の要件に従うことを条件として、4(a)又は(b)に規定する仲裁の場合には投資紛争解決国際センターの事務局長に対し、4(c)又は(d)に規定する仲裁の場合にはハーグの常設仲裁裁判所の事務総長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

12 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

13 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定並びに関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

14 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

15 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対して意見を提出することができる。

16 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1(f)に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じて

はならない。

17 仲裁裁判所は、本案について決定する前に、当該仲裁裁判所の管轄権及び紛争投資家の請求の受理可能性に関する紛争締約国の異議について先決問題として取り扱い、及び、正当な理由があるときは、決定する。仲裁裁判所は、紛争締約国の異議について先決問題として決定するに当たり、正当な理由があるときは、主張を認められた一方の紛争当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び弁護士報酬を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、紛争投資家の請求又は紛争締約国の異議に根拠がなかったか否かについて検討する。この検討を行う際、仲裁裁判所は、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

18 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この章の規定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、この条及び適用される仲裁規則の規定に従い、費用及び弁護士報酬についても裁定を下すことができる。

19 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにするることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

20 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニュー

ヨーク条約を含む。）に従って執行される。

21 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

22 この条の規定は、第十・五条、第十・六条又は第十・九条の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

第十・十四条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすお

それのある状況にある例外的な場合

2 1の制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 1の規定に基づいて課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

4 この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

第十・十五条 信用秩序の維持のための措置

1 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。

2 締約国が1の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、この章の規定に適合しない場合には、この章の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十・十六条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違

反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第十・十七条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

両締約国は、それぞれ自国の健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて各締約国又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。各締約国は、自国の区域内における各締約国又は第三国の投資家による投資財産の設立、取得及び拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第十・十八条 投資に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連するあらゆる問題について情報を交換すること。
- (c) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
- (d) 合同委員会に対して小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとする。

4 小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合する。

6 この条の規定は、第十・五条、第十・六条又は第十・九条の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する事項について適用する。

第十・十九条 二国間投資協定との関係

1 二国間投資協定第十七条2の規定にかかわらず、二国間投資協定は、この協定の効力発生の日に終了する。

2 両締約国は、二国間投資協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、二国間投資協定第十七条3の規定に従い、二国間投資協定第一条から第十六条までの規定が二国間投資協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有することを確認する。

3 2の規定の適用上、この協定のいかなる規定も、二国間投資協定の関連規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十・二十条 有効期間及び終了

この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この章の規定及びこの章に直接関係するこの協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

第十一章 競争

第十一・一条 反競争的行為

1 各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れ

を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

- 2 この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、それぞれの締約国の競争法令に基づき罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第十一・二条 反競争的行為の規制に関する協力

- 1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制に関して相互に協力し、及び支援する。

- 2 この条の規定に基づく協力の実施に関する詳細及び手続については、実施取極で定める。

第十一・三条 無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第十一・四条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第十一・五条 透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第十一・六条 第一・八条2及び第十六章の規定の不適用

第一・八条2及び第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章 知的財産

第十二・一条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に従い、知的財産の十分に効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2 両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3 この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害するものではなく、また、それらの協定に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

第十二・二条 定義

この章に規定する「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての種類の知的財産をいう。

第十二・三条 内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈 この条の規定の適用上、

- (a) 「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同じの意味を有するものとする。
- (b) 「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。
- (c) 「知的財産の保護」には、第十二・十二条に規定する不正競争の防止を含む。

第十二・四条 手続事項

1 各締約国は、知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる。

2 いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求してはならない。

3 2の規定にかかわらず、各締約国は、次のものを要求することができる。

(a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に關するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出（当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に証拠の提出を要求する理由を明記する。）

4 いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

5 各締約国は、弁理士制度又は知的財産権登録認定代理人制度を改善するよう努める。

6 各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

7 各締約国は、次の事項を含む商標、意匠及び特許の登録のための制度を設ける。

(a) 出願人に対し、書面により（電磁的手段によることができる。）出願の拒絶の決定を理由を付して通知すること。

(b) 出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会

(c) 出願人が行政機関による最終的な拒絶について司法上の審査を求める機会

(d) 利害関係者が次のことを行う機会（自国の法令に規定する場合に限る。）

(i) 出願又は登録に対して異議を申し立てること。

- (ii) 登録の取消し又は無効を求めること。

第十二・五条 透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次のことを行うために利用し得る適切な措置をとる。

- (a) 少なくとも次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている関連する情報を要請に応じて少なくとも利害関係者に提供すること。

- (i) 特許を付与する意図又は特許の出願及び付与

- (ii) 実用新案の登録

- (iii) 意匠権を付与する意図又は意匠の登録

- (iv) 商標の登録又は登録出願

- (b) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の自国の知的財産に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。

第十二・六条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第十二・七条 特許

1 各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。もつとも、この条の規定は、自国の法令に従い、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象から除外するか否かについての各締約国の自主性に影響を及ぼすものではない。

2 各締約国は、特許出願人が、自国の法令に定める期限内に、自己の発意により、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保する。

第十二・八条 意匠

各締約国は、物品の全体及び適当なときは部分について、意匠の十分かつ効果的な保護を与える。

第十二・九条 商標

1 各締約国は、いずれかの締約国においてその商標の所有者の商品又はサービスを示すものとして広く認

識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図若しくは当該広く認識されている商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合又はそのような使用の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

注釈 各締約国は、商標が広く認識されている商標であるか否かを自国の法令に従って決定することができる。

2 各締約国は、合理的な理由があること及び手続上の要件に従うことを条件として、出願人が権限のある当局に対しその商標登録出願の審査を速やかに行うよう求める要請を提出することができることを確保する。このような要請が提出された場合において、適当なときは、権限のある当局は、当該商標登録出願の審査を速やかに行う。

第十二・十条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する権利を付与する。

2 各締約国は、放送機関に対し、当該放送機関の放送についてその同意なく行われる次に掲げる行為を禁止する権利を与える。

(a) 放送の再放送

(b) 放送の固定

(c) 放送の固定物の複製

3 各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適切な措置をとる。

第十二・十一条 地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第十二・十二条 不正競争

1 各締約国は、パリ条約第十条の二の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2 各締約国は、サービスについてパリ条約第十条の二の規定を準用することを確保する。

3 この条の規定の適用上、「パリ条約」とは、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され、並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。

第十二・十三条 開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護すること（開示されていない情報の保護期間であつて私契約に規定するものを制限する措置又は開示されていない情報の開示を正当な理由なく強要する措置をとらないことを含む。）を確保する。

第十二・十四条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、輸入貨物に関し、次の手続を採用し、又は維持する。

(a) 自国の税関当局が商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある物品（以下この条におい

て「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止するために職権により行動することができる手続
 (b) 権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止するよう申し立てることができる手続

2 各締約国は、1に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によつて商標権又は著作権及び関連する権利が侵害されているか否かを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

3 1の規定に基づき輸入貨物について解放を停止する場合には、輸入者及び権利者は、その停止について速やかに通知を受けるものとし、侵害の疑いのある物品に係る利用可能な全ての情報を提供される。

第十二・十五条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によつて当該権利者が被った損害を補填するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第十二・十六条 刑事上の制裁に係る権利行使

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従い、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

2 各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の権限のある当局が、自国の法令に従い、全ての侵害物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める。

第十二・十七条 デジタル環境における権利行使

各締約国の権利行使の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害（侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。）について適用する。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシー—その他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。

第十二・十八条 知的財産に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に従い、知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対して小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。

第十二・十九条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十三章 政府調達

第十三・一条 調達に関する原則

各締約国は、成長及び雇用を促進するため生産及び貿易の拡大を推進する上で政府調達に有する重要性を認識し、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する。また、両締約国は、両締約国の開発上、資金上及び貿易上の要請を考慮する必要性を認める。各締約国は、政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施を確保する。

第十三・二条 情報の交換

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時にかつ可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行について並びに現行の政府調達制度の改革について、情報の交換を中央政府の間で行う。

第十三・三条 追加的な交渉

両締約国は、モンゴル国が世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下この条において「政府調達協定」という。）の締約国となる意思を表明したときに、政府調達に関する包括的な章を実現することを目的として、この章の規定を見直すための交渉を開始する。

注釈 この条の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によつて代替される場合には、「政府調達協定」とは、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

第十三・四条 無差別待遇に関する交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日後、自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益又は政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、当該利益又は待遇を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。

第十三・五条 政府調達に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) 各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。
- (c) 電子調達及び人材養成について協力すること。
- (d) 合同委員会に対して小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十四章 ビジネス環境の整備

第十四・一条 基本原則

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、それぞれの締約国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進する。

第十四・二条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 次条の規定に従って各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。
 - (b) 自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び速やかに当該問題を解決するための方法を追求すること。
 - (c) 両締約国に対して、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。
 - (d) 適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について検討すること。
 - (e) (c)に規定する勧告及び(d)に規定する検討の結果を適当な方法で公に利用可能なものとする。
 - (f) 作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法で協力すること。その協力の形態には、次のことを含めることができる。
- (i) 検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。
 - (ii) 当該他の小委員会から意見を求めること。
 - (iii) 当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv) 適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

(g) 合同委員会に対し、(c)に規定する所見及び勧告を速やかに報告すること。

(h) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者（小委員会において取り組まれる問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、小委員会において取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。

第十四・三条 連絡事務所

1 各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。

2 連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

第十四・四条 第十六章の規定の不適用

第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十五章 協力

第十五・一条 基本原則

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国間の物品及びサービスの貿易並びに投資を一層自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉及び持続可能な開発を促進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間の協力を一層強化し、並びに両締約国の関係団体であって、その一方又は双方が両締約国政府以外の団体であるものの間の相互協力を奨励し、及び円滑にする。

- (a) 農業、林業及び漁業（第五章に規定する衛生植物検疫措置に関連する事項を含む。）
- (b) 製造業（第六章に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項を含む。）
- (c) 中小企業
- (d) 貿易及び投資
- (e) 公共基盤、建設及び都市開発
- (f) 科学技術及び知的財産
- (g) 金融サービス

(h) 教育及び人材養成

(i) 観光

(j) 環境

(k) 鉱業及びエネルギー

(l) 保健

(m) 競争

(n) 情報通信技術

(o) 両締約国政府が相互に合意するその他の分野

第十五・二条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第十五・三条 協力の費用

1 両締約国は、第十五・一条に規定する分野における潜在的な協力活動を検討し、及びこの章の規定に基づく協力活動の適時の、効率的かつ効果的な実施を確保するため、この協定の効力発生の日の後、討議を

開始する。

2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この章の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

3 この章の規定に基づく協力のための費用は、資金及び資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国が相互に合意する方法で負担する。

第十五・四条 協力に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の効果的な実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) 第十五・一条に規定する各分野における協力に関する情報を交換すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
- (d) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(e) この協定の規定に基づいて設置される他の小委員会が提出した協力に関する提案について討議すること。

(f) 適当な場合には、合同委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。

(g) 合同委員会に対し、この章の規定の実施（両締約国がとるべき措置を含む。）に関する小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(h) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、適当な場合には、この協定の規定に基づく協力活動の適時の、効果的かつ効率的な実施を確保するため、政府開発援助その他の協力のための制度に関する両締約国の既存の協議の枠組みを認め、そのような枠組みとの間で情報を共有する。

4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。小委員会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、第一回会合を開催するよう努める。

第十五・五条 次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十六章 紛争解決

第十六・一条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章に定める紛争解決手続は、この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の回避及び解決について適用する。

第十六・二条 一般原則

両締約国は、この協定の解釈及び適用について合意に達するよう常に努める。両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても迅速かつ相互に満足すべき解決を得るために、協力、協議その他の手段を通じあらゆる努力を払う。

第十六・三条 紛争解決の場の選択

1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。申立国は、当該紛争を解

決するための場を選択することができる。

- 2 1の規定にかかわらず、申立国は、特定の紛争に関し、この章又は両締約国が締結している他の国際協定の規定に基づいて仲裁裁判所（世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解の規定に基づく小委員会を含む。）の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し選択されなかった仲裁裁判所又は小委員会の手続を利用してはならない。

第十六・四条 協議

- 1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対して書面により協議を要請することができる。

- 2 1に規定する協議の要請においては、申立国は、当該要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する法的根拠及び事実に係る根拠の記載を含む。）を示すものとする。

- 3 被申立国は、要請に書面により速やかに回答するものとし、要請を受領した日の後四十日以内に申立国との協議を誠実に開始する。緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、被申立国は、要請を受領した日の後二十日以内に協議を開始する。

4 両締約国は、この条の規定による協議を通じて、問題についての相互に満足すべき解決に達するよう、全ての努力を払うものとする。両締約国は、当該協議が行われている間に、問題の十分な検討を可能とする十分な情報を相互に提供する。

5 両締約国は、この条の規定に基づく協議が行われている間、両締約国の関係する機関及び団体の職員であつて協議の対象となる問題についての専門知識を有するものを関与させることを可能とするよう努める。

6 この条の規定に基づく協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

7 この条の規定に基づく協議は、両締約国の合意に基づき、対面して又は両締約国に利用可能なあらゆる技術的手段によつて行うことができる。両締約国が協議を対面して行うことを合意する場合には、協議は両締約国が合意する場所において行われるものとし、場所についての合意がない場合には、被申立国の首都において行うものとする。

第十六・五条 あつせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介をいつでも要請することができる。いずれの手續も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、あつせん、調停又は仲介は、この章に定める仲裁裁判の進行中においても、継続することができる。

3 あつせん、調停又は仲介に係る手續及びこれらの手續において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手續においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第十六・六条 仲裁裁判所の設置

1 申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対して書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立国が、被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請が受領された日の後四十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）

には二十日以内に、被申立国が第十六・四条の規定による協議を開始しない場合

- (b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には三十日以内に、両締約国が第十六・四条の規定による協議により紛争を解決することができない場合

- 2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を含む当該要請の理由を明記する。

- (a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他適用可能な国際法の関連する規定を含む申立ての法的根拠

- (b) 事実に係る根拠

第十六・七条 仲裁裁判所の構成

- 1 仲裁裁判所は、三人の仲裁人から成るものとし、当該仲裁人は、適切な技術的又は法的知見を有するべきである。

- 2 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁

人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

3 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、2の規定に従つて提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。

4 いずれかの締約国が2の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が3の規定により第三の仲裁人について合意することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、十日以内に、2の規定により提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

5 仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

6 この条の規定により任命された仲裁人が辞任し、死亡し、又は職務を行うことができなくなった場合には、後任の仲裁人を最初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命する。後任の仲裁人は、最初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。仲裁裁判所が行う検討は、後任の仲裁人が任命される時まで停止されるものとする。

第十六・八条 仲裁裁判所の任務

1 前二条の規定により設置される仲裁裁判所は、次のことを任務とする。

(a) 自己に付託された問題の客観的な評価（問題の事実関係、この協定の適用の可能性及びこの協定との適合性に関するものを含む。）を行うこと。

(b) 両締約国と定期的に協議を行うこと（当該協議の機会は、両締約国に均等に与えるものとする。）及び両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えること。

(c) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下すこと。

(d) 裁定に法及び事実に関する認定並びに当該認定の理由を含めること。

(e) 締約国が要請する場合には、第十六・十一条の規定との関連において両締約国が考慮する裁定の実施方法（裁定の実施の期間を含む。）についての提案を裁定に添付すること。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対して意見書の提出を要請することができる。

4 仲裁裁判所が3の規定により入手した情報については、両締約国による利用を可能としなければならない。

第十六・九条 仲裁裁判手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。両締約国は、仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

2 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意により決定されるものとし、また、そのような決定が行われな
い場合には、仲裁裁判手続の第一回会合は被申立国の首都において行い、その後は両締約国において交互
に行うものとする。

3 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、当該要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

5 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに行うものとする。

7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようになるため、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該百二十日又は当該六十日の期

間内に両締約国に対して裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後三十日以内に、仲裁裁判所に対して当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

8 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後四十五日以内に裁定を両締約国に示す。

9 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第十六・十条 仲裁裁判手続の終了

両締約国は、両締約国に対して裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対して共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。この場合には、裁判長は、遅滞なく当該仲裁裁判手続を終了する。

第十六・十一条 裁定の実施

1 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、被申立国は、第十六・八条及び第十六・九条の規定に従って下された仲裁裁判所の裁定を速やかに実施する。当該被申立国は、当該裁定を速やかに実施することができない場合には、当該裁定を妥当な期間内に実施する。

2 1に規定する妥当な期間は、適当な場合には仲裁裁判所の裁定に添付された当該裁定の実施の期間についての提案を考慮に入れ、両締約国の合意により決定される。両締約国が当該裁定が下された日の後四十五日以内に当該妥当な期間について合意することができない場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、当該仲裁裁判所は、当該妥当な期間を決定する。

3 (a) 被申立国は、1に規定する妥当な期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償その他の代替措置の提供を図るため、当該妥当な期間の満了までに申立国と協議を開始する。

(b) 1に規定する妥当な期間の満了の日の後三十日以内に満足すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、申立国は、三十日の予告をもって通告を行った後、被申立国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

4 申立国は、被申立国が1に規定する妥当な期間内に裁定を実施していないと認める場合において、被申立国が3(a)の規定に基づく協議を開始しなかつたときは、三十日の予告をもって通告を行った後、被申立国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

5 3及び4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施された時に解除されること。

(c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d) (c)に規定する無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6 被申立国は、申立国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、4又は5に規定する条件が満たされていないと認める場合には、申立国に対して協議を要請することができる。申立国

は、そのような要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができるとし、当該仲裁裁判所は、当該条件が満たされているか否かを決定する。

7 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第十六・七条2から4までの規定に従って任命する。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条の規定により設置される仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第十六・十二条 期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、特定の紛争に関し、両締約国の相互の同意により変更することができる。

第十六・十三条 費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締

約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十六・十四条 言語

全ての仲裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される全ての文書及び情報は、英語によるものとする。

第十七章 最終規定

第十七・一条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十七・二条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第十七・三条 改正

1 この協定は、両締約国間の書面による合意により改正することができる。

2 1に規定する改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない、その効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政

府が交換することにより、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3 2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であつて、附属書一の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二

(c) 附属書三

第十七・四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第十七・五条 終了

いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うこ

とにより、この協定を終了させることができる。

第十七・六条 正文

1 この協定は、日本語、モンゴル語及び英語をひとしく正文とする。

2 1の規定にかかわらず、

(a) (i) 附属書一第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書一第三編は、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

(b) (i) 附属書六第一編A及び第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書六第一編Bは、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

(c) (i) 附属書七第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書七第二編は、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

(d) (i) 附属書八第一編及び附属書九第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書八第二編及び附属書九第二編は、ひとしく正文であるモンゴル語及び英語により作成される。

3 正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年二月十日に東京で、日本語、モンゴル語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

モンゴル国のために

チメド・サイハンビレグ